

会員向け情報配信に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という）が、会員に対して情報を配信する事に関わる必要な事項を定める事を目的とする。

（情報配信の手段）

第2条 本会の情報配信は、原則以下の手段に限る。

（1）ホームページに掲載した情報を、マイページに登録してあるメールアドレス宛にメール配信。

（2）本会の任意登録によるメーリングリストへのメール配信。

2 第2条1項の（1）に関わる配信は、ホームページ管理部、及び庶務部から、定期的に配信するものとする。

3 第2条1項の（1）に関わる配信は、役員、選挙管理委員会、部長、県学会、JPTA が開催を承認しているもの、及び理事会で承認を得た団体からのみ依頼する事ができる。

4 第2条1項の（1）に関わるメール配信は、希望しない場合には庶務部長に連絡し、配信を停止する事ができる。

5 第2条1項の（2）に関する配信は、登録者から任意に配信できるものとする。

以下、第2条1項の（1）に関する内容とする。

（情報の締め切り、提出先、配信）

第3条 役員、及び選挙管理委員は、毎月第1、及び第3日曜日を締め切りとし、配信したい情報ファイルをホームページ管理部長、庶務部指定のメール配信用フォーマット（別紙）を庶務部長にメールにて提出するものとする。メールの件名に【定期配信】と記すこととする。

2 ホームページ管理部長は、速やかにホームページにアップロードし、アップロードされた連絡を庶務部長に行い、庶務部長はメール配信を行うものとする。

3 緊急の場合は締切日によらず、ホームページ管理部と庶務部は対応するものとする。この場合、メールの件名に【緊急】と記して提出し、ホームページ管理部長、及び庶務部長に電話での連絡も行う事とする。

附則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年5月17日に一部改正により施行する。

3. この規程は、令和 3 年 7 月 26 日に一部改正により施行する。
4. この規程は、令和 6 年 1 月 29 日に一部改正により施行する。

会員向け情報配信用フォーマット（メール配信用）

○研修会等

1. 主催 (部局名または団体名)	
2. 研修会タイトル	
3. 主な演題名	
4. 講師名	
5. 日時	
6. 場所（形態）	
7. URL	※庶務部が記載

○その他情報配信

1. 主催 (部局名または団体名)	
2. 情報タイトル	
3. 情報の内容	
4. URL	※庶務部が記載